統計調査の企画に関する文書についての一考察

- 昭和 45 年国勢調査を事例に -

第 雅 貴

はじめに

平成23年4月1日に施行された「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下、「ガイドライン」という。)は、各行政機関が定める「行政文書の管理に関する定め」(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第10条第1項)の規定例や留意事項を記している。ガイドラインには、2つの別表がある。別表第1は、「行政文書の保存期間基準」で、別表第2は、「保存期間満了時の措置の設定基準」である。別表第2は、最初に、国立公文書館等に移管する文書についての「基本的な考え方」を、次いで、「具体的な移管・廃棄の判断指針」を提示している。「具体的な移管・廃棄の判断指針」の中で、各行政機関において実施される「統計調査」については、次のようにある。

(2)以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

業務	歴史公文書等の具体例
統計調査	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書・一般統計調査の調査報告書

右欄に挙げられているのは、歴史公文書等の「具体例」とあることから、第一に、例示されていないものであっても、歴史公文書等とされる場合があるということになる。では、例示されていない歴史公文書等としては、どのような文書があるのか。第二に、歴史公文書等の具体例として挙げられている、「基幹統計調査の企画に関する文書」とは、具体的にどのような文書であるのか。本稿では、後者の問題について考察する。というのも、「保存期間満了時の措置(移管又は廃棄)」を定めるのは行政機関であるが、「本措置の定めについては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる」とされ、国立公文書館は、実際に、内閣府の依頼に基づき、専門的技術的助言を実施している。したがって、「統計調査の企画に関する文書」について整理をしておくことは、「各行政機関における一時的な評価・選別のチェック」を適切に行う上で欠かせないのではないか」。このような問題意識から、本稿では、「統計調査の企画に関する文書」について考察する。それでは、統計調査の企画者ではないものが、「統計調査の企画に関する文書」について考えるには、どのようにしたらよいか。

平成13年度から平成22年度までの間、歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管(行政機関の場合)は、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成13年3月30日閣議決定)、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成13年3月30日閣議決定)の実施について」(平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ)、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成13年3月30日閣議決定)等の運用について」(平成13年3月30日各府省庁文書課長等申合せ)

に基づいて実施された。このうち、各府省庁官房長等申合せ及び各府省庁文書課長等申合せは、平成17年6月30日に改正され、移管基準の明確化がなされた²。その一つは、改正後の各府省庁文書課長等申合せに、「『歴史資料として重要な公文書等』として内閣総理大臣(国立公文書館)等に移管することが適当な文書類型」が追加されたことである。この文書類型には、統計調査について、次にようにある。

分類区分	具体的な公文書等類型
統計関係	(1) 統計の企画及び公表資料作成に関する文書 (2) 統計を作成するための調査(指定統計調査、承認統計調査、届出統計調査)に関する文書

注目するのは(2)である。(2)には、統計「調査に関する文書」とある。すなわち、この間の移管制度の下では、統計調査については、「企画に関する文書」に限定されることなく、国立公文書館に移管されてきたことが想像される。そこで本稿では、行政機関から国立公文書館に移管された「統計調査に関する文書」を手がかりにして、「統計調査の企画に関する文書」について考察をする。

「統計調査に関する文書」を手がかりにするとしても、どのようなアプローチをとるのか。国立公文書館所蔵資料についての最近の論稿は、主に、行政機関を単位として、その組織構造や文書管理規程の変遷、またその時々の移管基準から、移管文書の特徴や国立公文書館への移管の実態を明らかにしている3。しかし本稿の焦点は、統計調査という一つの業務、更にいえば、統計調査の「企画」にある。したがって、統計調査が立案・決定・実施される業務のプロセスを無視した分析は難しい。そこで本稿では、「統計調査の企画に関する文書」について考察するにあたり、統計調査の立案・決定・実施過程を踏まえ、「統計調査に関する文書」にアプローチする。

具体的には、昭和 45 年国勢調査に関する文書(以下、「昭和 45 年国勢調査関係文書」という。)を用いる 4。なぜ、数ある統計調査から国勢調査を選んだのか。第一に、国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)上に唯一規定されている国勢統計を作成するための調査であるからである 5。第二に、国勢調査は、「我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査」であり、その結果は「国や地方公共団体の行政施策のほか、民間企業等でも様々な場面で利用」されているためである 6。第三に、これまでの国勢調査関係文書の移管実績である(後述)。また、なぜ昭和 45 年国勢調査なのか。一つは、これまでの国勢調査関係文書の移管実績との関係である(後述)。もう一つは、当時の国勢調査を主管していた総理府統計局調査部国政統計課に所属していた職員による業務記録が残されているためである。統計調査の企画者ではないものにとって、このような記録は、実際の統計調査を、統計調査の立案・決定・実施の過程に位置づける上で大いに助けとなる 7。

本稿は、以下の構成により、「統計調査の企画に関する文書」について考察する。第一章では、 国勢調査関係文書の移管実績、また昭和 45 年国勢調査を事例として選んだ背景を確認する。第二章では、統計調査の立案・決定・実施過程を、昭和 45 年国勢調査の文脈で考えるとともに、可能な限り、立案・決定・実施過程の各段階に昭和 45 年国勢調査関係文書を紐付ける。第三章では、いくつかの昭和 45 年国勢調査関係文書を利用して、昭和 45 年国勢調査の企画に関する文書について分析し、「統計調査の企画に関する文書」を考える際の着限点を提示する。

1. 国勢調査関係文書の移管実績

(1)総務省統計局からの移管実績

あらゆる統計調査の移管実績を調べた上で、国勢調査関係文書のそれを論じるのは、筆者の手に 余る。そこで、現在、国勢統計以外にも 12 の基幹統計を所管する総務省統計局に注目し、同局か らの移管実績を手がかりに、国勢調査関係文書の移管実績を確認する 8。

表 1 総務省からの移管実績(平成 13 年度~平成 22 年度)

資料群	件数	割合
大臣官房関係	275	10.2%
人事・恩給局	117	4.3%
行政管理局関係	258	9.6%
行政評価局関係	60	2.2%
自治行政局関係	34	1.3%
自治税務局関係	117	4.3%
情報通信政策局関係	39	1.4%
情報流通行政局関係	34	1.3%
総合通信基盤局関係	2	0.1%
統計局関係	1,679	62.3%
電気通信事業紛争処理委員会事務局関係	2	0.1%
総合通信局・沖縄総合通信事務所関係	4	0.1%
公害等調整委員会事務局関係	76	2.8%
	計 2,697	100.0%

国立公文書館デジタルアーカイブから作成。

表1は、平成13年度から平成22年度にかけて、総務省から国立公文書館に移管された文書を資料群別に整理したものである。この期間に総務省から移管された文書の62.3%にあたる1,679件が、統計局からのものである。

表 2 統計局からの移管実績(平成 13 年度~平成 22 年度)

統計局移管文書	件数	割合
沖縄復帰関係	2	0.1%
交換協定	8	0.5%
国際関係	5	0.3%
承認統計調査関係	6	0.4%
統計委員会	2	0.1%
統計審議会	42	2.5%
統計センター関係	4	0.2%
統計調査	1,604	95.5%
その他	6	0.4%
合計	1,679	100.0%

国立公文書館デジタルアーカイブから作成。

[※]広報資料及び電子公文書を除く。

[※]広報資料及び電子公文書を除く。

統計局から移管された文書うち、統計調査に関するものはどの程度か。表 2 は、簿冊名や簿冊に綴じられている文書名等を利用して、統計局からの移管文書を分類したものであるが、実に95.5%にあたる1,604件が統計調査に関するものである。

表 3 統計調査ごとの移管実績(平成 13 年度~平成 22 年度)

統計調査	件数	割合
一般世帯の収入調査	1	0.1%
科学技術研究調査	4	0.2%
家計資産調査	7	0.4%
勤労者世帯収入調査	2	0.1%
小売物価統計調査	38	2.4%
国勢調査	883	55.0%
国富調査	29	1.8%
個人企業経済調査	10	0.6%
事業所統計調査 / 事業所・企業統計調査	69	4.3%
社会生活基本調査	15	0.9%
就業構造基本調査	5	0.3%
住宅統計調査 / 住宅・土地統計調査	165	10.3%
常住人口調査	34	2.1%
消費者価格調査 / 消費実態調査 / 家計調査	105	6.5%
消費者物価指数	36	2.2%
人口調査	18	1.1%
生活費指数資料実地調査	1	0.1%
全国消費実態調査	99	6.2%
全国物価統計調査	7	0.4%
貯蓄動向調査	27	1.7%
労働力調査	46	2.9%
不明	3	0.2%
合計	1,604	100.0%

国立公文書館デジタルアーカイブから作成。 ※広報資料及び電子公文書を除く。

この 1,604 件を統計調査ごとに分類したのが、表 3 である。国勢調査に関する簿冊は 883 件で、全体の 55.0% を占めている。この 883 件には、昭和 15 年国勢調査統計原表及び同目録(100 件)、昭和 40 年国勢調査調査区地図(117 件)、昭和 50 年国勢調査調査区地図(48 件)、昭和 60 年国勢調査調査区地図(46 件)、平成 7 年国勢調査調査区地図(50 件)が含まれる。だが、これらを除いたとしても、国勢調査関係文書は 522 件にのぼり、件数という点で、他の統計調査に関する文書を圧倒している。

次に、なぜ昭和 45 年国勢調査なのかについてである。883 件の国勢調査関係文書を、実施年を もとに整理すると、下記の通りである。

①第1回調査である大正9年国勢調査から昭45年国勢調査に関するものを716件受入れ(昭和15年国勢調査統計原表及び同目録、昭和40年国勢調査調査区地図を含む。)

- ②昭和50年国勢調査に関するものを50件受入れ(昭和50年国勢調査調査区地図を含む。)
- ③昭和60年国勢調査に関するものを46件受入れ(すべて、昭和60年国勢調査調査区地図である。)
- ④平成7年国勢調査に関するものを71件受入れ(平成7年国勢調査調査区地図を含む。)

国勢調査関係文書の中で、最も新しい回の国勢調査は平成7年国勢調査である。しかしこの71件のうち50件は、国勢調査調査区地図である。したがって、統計調査の立案・決定・実施過程に関する文書は最大で21件となる。次に新しい回は昭和60年国勢調査であるが、国勢調査調査区地図しか移管されていない。3番目に新しい回は昭和50年国勢調査である。だが、この50件のうち48件は、国勢調査調査区地図である。すなわち、統計調査の立案・決定・実施過程に関する文書は最大で2件となる。4番目に新しい回は昭和45年国勢調査である。同回に関する文書は、表4のとおり、国勢調査調査区地図を含まないことから、統計調査の立案・決定・実施過程に関する文書は最大で71件となる。以上のことを考慮し、本稿では、昭和45年国勢調査を事例として取り上げることとする。

2. 統計調査の立案・決定・実施過程と昭和 45 年国勢調査関係文書

総理府統計局に入局後、調査統計に携わってきた藤田峯三は、一つの統計調査の「企画から最終処理までの手順」を挙げている⁹。これを、「統計調査の立案・決定・実施過程」に位置づけると、次のようになる。

表5統計調査の立案・決定・実施過程に係る主要業務

統計調査の各段階	企画から最終処理までの手順
統計調査の立案	統計調査の目的の解析と調査事項・集計事項の設定
	調査の時期の決定
	調査の対象と対象数の決定
	集計の方法・集計の時期の決定
	結果の公表手段と報告書作成方法の決定
	結果表の作成
	調査票と調査関係書類の設計
	試験調査の実施
	標本設計と調査地域の指定
	経費の算定配分
統計調査の決定	調査実施のための法的手続
統計調査の実施	調査系統への指示説明
	調査員等の配置と訓練
	実地調査
	集計
	報告書の作成

藤田峯三『統計調査の実務―企画から実施まで』ぎょうせい(1986 年)、9-10 頁を基に 作成。

以上を踏まえ、本章では、当時の業務記録や昭和 45 年国勢調査の概要等を参考にしながら、昭 和 45 年国勢調査を事例に統計調査の立案・決定・実施過程について考察する。あわせて、簿冊名 や簿冊に綴じられている文書名を手がかりにして、できる限り、昭和 45 年国勢調査の立案・決定・実施過程の各段階に、昭和 45 年国勢調査関係文書を紐付ける 10。

(1)昭和 45 年国勢調査の立案

大正9年に第1回国勢調査が始まって以来、国勢調査は、「我が国の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査」であり続けている¹¹。また、調査年の10月1日午前0時時点で人を把握する調査であること、統計調査員による訪問調査であることも、大正9年以来変わっていない。そうなると、各回の国勢調査の立案の中心にあるのは、主に以下の5点といってよい。

- ①調査事項・集計事項の設定
- ②集計の方法・集計の時期の決定
- ③調査票と調査関係書類の設計
- ④試験調査の実施 12
- ⑤結果の公表手段と報告書作成方法の決定

例えば、①の調査事項に関連して言えば、昭和 45 年国勢調査は大規模調査であり、その前の大規模調査は昭和 35 年国勢調査であった ¹³。昭和 35 年国勢調査になく、昭和 45 年国勢調査に新たに追加された調査項目は、「通勤又は通学の手段」である。これは、「都市部に集中した人口の通勤・通学手段」を把握するためであった。また、昭和 35 年国勢調査と昭和 45 年国勢調査には、人口移動をどのように把握するのかといった点においても違いがあった ¹⁴。

②③に関するところでは、昭和 40 年国勢調査から、光学式マーク読取装置(OMR)が導入され、「調査結果を早期に集計・公表する」ために、調査票とともに「調査個票」が用意された。昭和 40 年国勢調査との違いは、昭和 40 年国勢調査の調査個票が 1 名記入のマークカードであったのに対し、昭和 45 年国勢調査は 2 名記入可能なマークシートであった点である ¹⁵。また、昭和 45 年国勢調査の集計から、行政区画とは関係のない不変の地理的区分(1 平方キロメートルごとの区分)に基づく地域メッシュ統計が登場した ¹⁶。

以上を含めた昭和45年国勢調査の立案は、業務記録によると、3つの時期に区分できる17。

- ①昭和 41 年夏ごろから、昭和 45 年国勢調査の検討を統計局内で開始
- ②昭和 43 年 11 月に、統計局内に「昭和 45 年国勢調査懇談会」が設置され、組織的な検討を開始
- ③昭和 44 年 1 月に、統計局内に「昭和 45 年国勢調査計画委員会」が設置され、調査の実施計画の 検討を開始

これらの組織体の名称に注目し、簿冊名やそれに綴じられている文書名を確認すると、統計局内での検討に関する文書は、「昭和 45 年国勢調査準備業務関係」、「昭和 45 年国勢調査懇談会関係」、「昭和 45 年国勢調査計画委員会関係」、「昭和 45 年国勢調査計画委員会」、「昭和 45 年国勢調査企画分科会関係」、「昭和 45 年国勢調査計画委員会関係」に綴じられている。

また、各省庁と国勢調査の「計画・実施に関する連絡・協議を行う」ために、「昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会」が設置された。当会での配布資料や各省庁からの要望は、「昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会関係 2-1」、「昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会関係 8-1」、「昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会第 2 回会議配布書類」、「昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会第 3 回会議配布書類」に綴じられている。

その他では、昭和45年国勢調査の場合、試験調査は3回実施されたが、これに関連する文書は、

「昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査」、「昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査 2-1」、「昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査 2-2」、「昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査用品」、「昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査調査関係書類」、「昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査事務打合せ会調査関係書類」、「昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査事務打合せ会調査関係書類」、「昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査事務打合せ会調査関係書類」、「昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査関係 2-1」、「昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査調査関係書類」、「昭和 45 年国勢調査調査員打合せ会視察状況報告その 1」、「昭和 45 年国勢調査調査員打合せ会視察状況報告その 2」、「昭和 45 年国勢調査調査員打合せ会視察状況報告その 2」、「昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査関係」、「昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査関係」、「昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査関係」、「昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査関係」に綴じられている。

(2)昭和 45 年国勢調査の決定

国勢調査は、統計法第4条に法的根拠を置き、統計法施行令(昭和24年政令第130号)の指定統計に関する規定の適用を受けたが、昭和45年国勢調査の実施にあたっては、以下の政令、訓令、告示が制定された18。

- · 昭和 45 年国勢調査令 (昭和 45 年政令第 57 号) 19
- ·昭和 45 年国勢調査施行心得(昭和 45 年総理府訓令第 1 号)
- ・昭和 45 年国勢調査令に基づき、本州、北海道、四国及び九州に附属する島を定める件(昭和 45 年総理府告示第 11 号)
- ・昭和 45 年国勢調査令に基づき、調査票の様式を定める件(昭和 45 年総理府告示第 12 号)
- ・昭和 45 年国勢調査に従事する国政調査員に携行させる国勢調査員証及び昭和 45 年国勢調査に従事するものに着用させる国勢調査従事者章を定める件(昭和 45 年告示第 21 号)

これらの法的手続きは、簿冊名やそれに綴じられている文書名から、「昭和 45 年国勢調査法規関係」に綴じられている。

(3)昭和 45 年国勢調査の実施

国勢調査は、統計法第 18 条により、地方自治体に実施事務を委託し、同法第 12 条により、統計調査員として国勢調査指導員及び国勢調査員を配置して実施された 20。これらの点は、昭和 45 年国勢調査も同様で、統計局は都道府県を、都道府県は市町村をそれぞれ指導して調査が行われた。調査の実施に係る組織系統は、「統計局—都道府県統計主管課—市町村統計主管課—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯」となる 21。

昭和45年国勢調査の場合、同年4月に全国都道府県主管課長会議、5月に第一次地方別指示説明会、6月に地方別庶務主任者打合せ会、6月から7月にかけて第二次地方別指示説明会が開催された²²。これらの会議等に関する文書は、配布資料を中心に、「昭和45年国勢調査全国都道府県統計主管部課長会議調査関係書類」、「昭和45年国勢調査全国都道府県課長会議調査書類」、「昭和45年国勢調査第1次、2次地方別指示説明会関係」、「昭和45年国勢調査第1次地方別指示説明会調査書類」、「昭和45年国勢調査第2次地方別指示説明会配布書類」、「昭和45年国勢調査第2次地方別指示説明会配布書類」、「昭和45年国勢調査第2次地方別指示説明会配布書類」、「昭和45年国勢調査第2次地方別指示説明会配布書類」、「昭和45年国勢調査に報関係書類広報関連資料」、「昭和45年国勢調査広報関係書類広報関連資料」、「昭和45年国勢調査広報関係書類広報関連資料」、「昭和45年国勢調査広報関係書類広報関連資料」、「昭和45年国勢調査広報関係書類広報関連資料」、「昭和45年国勢調査広報関係書類広報関連資料」、「昭和45年国勢調査広報関係書類広報関連資料」)や関係機関への協力依頼(「昭和45年国勢調査広報区でして」) に係る文書なども実施段階に位置づけられる。

四 九 〔7〕 昭和25年国勢調査以降、本調査の後には国勢調査事後調査が実施されてきた。昭和45年国勢調査の場合、昭和46年2月1日現在で、1,259の昭和45年国勢調査調査区において実施された。これに関連する文書は、「昭和45年国勢調査事後調査地方別指示説明会(復命書、報告書)」及び「昭和45年国勢調査事後調査」に綴じられている²³。

昭和 45 年国勢調査を集計したのは総理府統計局である。そのため、統計局には全国から調査関係書類が送付されたが、これに関連する文書は、「昭和 45 年国勢調査早期進達関係」に綴じられている。集計が終わると、統計局から調査結果が公表される ²⁴。昭和 45 年国勢調査の場合、調査結果は『昭和 45 年国勢調査報告』として公表されたが、これに該当する文書は、国立公文書館に移管されていない。

3. 統計調査の企画に関する文書についての一考察

昭和 45 年国勢調査の企画については、当時の職員による業務記録から、誰でも確認できる。本章では、統計局内に「昭和 45 年国勢調査懇談会」が設置され、組織的な検討が開始されたとされる以前と以後に分け、いくつかの昭和 45 年国勢調査関係文書を用い、昭和 45 年国勢調査の企画について分析し、「統計調査の企画に関する文書」を考える際の着眼点を提示する。

統計局

総務課

調査部

国勢統計課

労働力統計課

経済統計課

消費統計課

製表部

受託製表課

人口製表課

経済製表課

電子計算課

統計図書館

統計職員養成所

図1昭和45年国勢調査当時の総理府統計局組織図

(1)昭和 45 年国勢調査懇談会設置以前

昭和 45 年国勢調査の検討は、昭和 41 年夏ごろから開始された。調査部と製表部の関係課の間で、「調査計画立案の前提となる諸条件とその問題点や光学式読取装置の機種選定にあたっての所要条件」について会合がもたれた。また、昭和 42 年春ごろまでにかけて、局長や部長も参加した打合せが実施された 25。

「昭和 45 年国勢調査準備業務関係」には、これらの会合や打合せの記録が綴じられ、調査票や 集計事項等の検討がなされたことを確認できる。すなわち、昭和 45 年国勢調査懇談会が設置され、 統計局としての組織的検討が開始されたとされる以前から、昭和 45 年国勢調査の企画は始まって いたことになる。そうであれば、これに連動して、昭和 45 年国勢調査の企画に関する文書は、国 勢調査を主管する国勢統計課を中心に、作成されていたと想像できる。しかし、「昭和 45 年国勢調査準備業務関係」に綴じられている文書は、基本的には、会合や打合せの記録である。例外的に、国勢統計課内の打合せメモと昭和 45 年国勢調査についての課内審議案が残されているが、主管課としての組織的検討を明らかにするには十分ではない。したがって、統計調査の企画に関する文書といった場合、統計局としての組織的検討だけでなく、主管課としての国勢統計課による組織的検討との関係で整理する必要がある 26。

(2)昭和 45 年国勢調査懇談会

業務記録によると、統計局内での組織的な検討が開始されたとされるのは、昭和 45 年国勢調査 懇談会が設置されてからのことである。同会は、「統計局長、調査部長、製表部長、統計調査官、 総務課長、国勢統計課長、受託製表課長、人口製表課長、電子計算課長及び関係課長補佐で構成」 され、昭和 43 年 11 月 22 日に第 1 回を、同年 12 月 21 日に第 6 回を開催して終了した。業務記録は、 同会で配布された「昭和 45 年国勢調査に関して検討すべき基本問題」に沿って、同会でのやり取 りを整理している ²⁷。

昭和 45 年国勢調査懇談会は、どのような組織体であったのか。第1回の席上で、調査部長から、国勢調査計画委員会設置の前に、「骨子となる問題を検討」する「勉強会」を開催してから、昭和 45 年国勢調査計画委員会を設置するという趣旨の発言がなされた。また、国勢統計課長は、同課が「国勢調査の計画にあたっての問題点と考えられる事項」を取りまとめたこと、それは「今後のおおざっぱな方向付けをしていきたいという趣旨のもので、具体的には来年の計画委員会で決定していく」と述べた。すなわち、昭和 45 年国勢調査懇談会は、国勢調査の企画について審議や決定を行う場ではなく、この後に設置される昭和 45 年国勢調査計画委員会に備え、「45 年調査の実施計画の方向付け」を行う組織体であった 28。このように、調査の企画に直接的な関係はないにしても、その前提となる基本的事項について話し合った際の記録は、調査の企画に関する文書とどのような関係にあるのかを検討する必要がある 29。

ところで、「昭和 45 年国勢調査準備業務関係」に綴じられている「昭和 45 年国勢調査に関する打合せ会」の記録は、昭和 42 年 3 月 15 日開催分が最後である。これ以降、昭和 43 年 11 月 22 日の昭和 45 年国勢調査懇談会第 1 回までの間、昭和 45 年国勢調査に関する企画が止まっていたのかというと、決してそのようなことはない。というのも、遅くとも昭和 44 年 1 月 24 日には、「昭和 45 年国勢調査計画案の概要(案)」が作成されているからである。つまり、この間に、調査票や集計事項等といった個別的な要素の検討だけでなく、これら個別の要素を一つにまとめた全体計画の検討が進められていたということになる。したがって、統計調査の企画に関する文書といった場合、最終的に「昭和 45 年国勢調査要綱」となる全体計画に関する文書を指すのか、それとも、全体計画を構成する個別の要素に関連する文書まで含むのかといった整理も必要であろう 30。

(3)昭和 45 年国勢調査計画委員会―昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会第 1 回まで

昭和45年国勢調査計画委員会が統計局内に設置されて以降の経緯については、業務記録に詳細に説明されている。ここでは、同会の組織構造との関係で、国勢調査の企画に関する文書を考える。 昭和45年国勢調査計画委員会は、昭和44年1月20日付の同会設置規定に基づき、1月21日に 設置された。同会には、総括部会、第1部会、第2部会という3つの部会が設けられ、第1部会及

557	^	ロカチュ	45	ᄼ	1 未から	用木目	上表表表	두 모	4	各部会	_
IXI	~	比不出	45	进压		周谷言	十川川夕	9	会の)	本部先	=

部会	審議事項	主要構成員	分科会	幹事
総括部会	計画委員会の所掌事項の調 整に関する事項	統計局長(計画委員長)、調 査部長、製表部長、総務課長	_	_
	調査区設定、調査事項、調	調査部長(部長)、国勢統計	企画分科会	国勢統計課長
笠4 並合	査票様式、集計事項、調査 第1部会 方法、指導方法、集計に用 いる各種分類その他調査の	枕针球女、冲其枕针球女、叉 \$\\	調査区分科会	国勢統計課長
(年)			分類分科会	国勢統計課長
	実施計画に関すること	等	広報分科会	消費統計課長
	集計方法、集計手続、	製表部長(部長)、受託製表	製表計画分科会	人口製表課長
	OMR、材料保管その他集計	課長、人口製表課長、電子計算課長、経済製表課長、国勢	OMR分科会	電子計算課長
	に関する事項	統計課長等	材料保管分科会	受託製表課長

び第2部会の下には、それぞれの審議事項に関する分科会が設置された31。

「昭和 45 年国勢調査計画案の概要(案)」は、遅くとも、昭和 44 年 1 月 24 日には作成され、昭 和 44 年 1 月 30 日の昭和 45 年国勢調査計画委員会総括部会第 1 回に提出された。この席で、国勢 統計課長は、「昭和45年国勢調査計画案の概要(案)」を説明した。例えば、調査事項について、 国勢統計課長は、「各省向けにはしぼって出すが、これは、しぼる前の案で、従来各省から強い要 望があった事項などをほとんど盛り込ん」だとして、25 項目を提示し、局長以下の構成員はこれ を審議した32。また、国勢統計課長は、翌日に予定されている同会第1.第2合同部会について、「本 日ご説明した計画案の内容とこの部会で問題となった点等をごひろうしたい | と述べ、部会の下に 設置される分科会との関係では、「具体的にはそれぞれの分科会で審議 | と述べた ³³。

2月8日、昭和45年国勢調査委員会企画分科会第1回が開催された。同会幹事を務める国勢統 計課長は、「昭和45年国勢調査計画案の概要(案)」について、「先日の合同部会で概略をご説明し たが、本日はもう少し突っ込んだご審議をいただきたい」と発言した。具体的には、例えば、「調 査事項をどの程度しぼるか。しぼった場合にも、今後各省から要望が出てくることが予定されるが、 一応現段階でどう考えていくか」であった。このとき提示された調査事項は、総括部会と同じ25 項目であった34。したがって、実施計画を審議する組織体との関係で、統計調査の企画に関する文 書を整理する場合、その組織体の下位において、より具体的な審議がなされることにも注意する必 要がある。

その後、総括部会第2回が2月17日に開催され、昭和45年国勢調査各省庁連絡会第1回(2月19日) に提出される「昭和45年国勢調査計画の概要」が審議された。この席で、国勢統計課長は、総括 部会第1回で提示した調査事項から何を残したのか、また削除したのかを説明し、23 の調査事項 を局長以下の構成員に提示した 35。この 23 の調査事項は修正されることなく、昭和 45 年国勢調査 各省庁連絡会1回にて各省庁に伝えられた36。すなわち、2月19日に各省庁に提示する調査事項は、 事実上、総括部会第2回開始までに定められ、総括部会第2回は、統計局長以下の了解を得るため の場であったとも理解できる。そうなると、企画分科会第1回から総括部会第2回までに、国勢統 計課を中心に、どのような検討がなされたのかが重要になってくるが、残されている議事録や配付 資料からだけでは、この点は十分に明らかになるものではない。

おわりに

本稿では、統計調査の立案・決定・実施過程を踏まえ、「統計調査の企画に関する文書」について考察した。具体的には、昭和 45 年国勢調査を事例に、その企画について分析し、「統計調査の企画に関する文書」を考えるときの着眼点を提示した。ここでは、最初に、業務プロセスから所蔵資料にアプローチしたことについて、次に、今後の課題についてまとめておく。

本稿では、業務プロセスに注目して、所蔵資料にアプローチをした。具体的には、昭和 45 年国勢調査関係文書を、一つの統計調査が立案、決定、実施される過程に落とし込んだ。その結果、第一に、いわゆる意思決定の際の決裁文書だけに限らない様々な文書が移管されていること、第二に、法的手続に関する文書だけでなく、立案や実施の段階に位置づけられる文書が移管されていることを確認できる。これにより、昭和 45 年国勢調査の企画に関する文書が綴じられている簿冊が特定され、「統計調査の企画に関する文書」を考えることが可能となった。

ところで、業務プロセスに所蔵資料を位置づけることには、どのような可能性があるだろうか。そもそも、国立公文書館に移管された文書は、移管元の組織の文書管理規程に従って保存されてきた文書で、かつ、保存期間が満了したときに、その時々の移管基準に合致したものである。それでは、移管された文書に注目した場合、現用段階での文書管理の実態はどのように映るのだろか。昭和45年国勢調査当時の総理府統計局文書管理規則「文書保存期間基準表」によると、「各種統計調査の実施及び製表に関する書類で特に重要なもの」が永年保存で、「各種統計調査の実施及び製表に関する書類で特に重要なもの」が永年保存で、「各種統計調査の実施及び製表に関する書類で重要なもの」が10年保存であった(傍点は筆者)37。しかし、昭和45年国勢調査関係文書を見れば、「実施に関する書類」以外の文書が、統計局において保存され続けてきたことは明らかである。なぜ文書管理規程上、文書の種別及び保存期間基準が明示されていない文書が、保存され続けてきたのか。規程上、その理由を確認できないとなると、実際の業務から確かめるしかほかない。ここに、移管された文書を業務プロセスに置いて分析を行う意味があるのではないだろうか。

本稿では、「統計調査の企画に関する文書」を考える際の着眼点を導き出すために、総務省統計局から移管された国勢調査に関する文書のうち、昭和45年国勢調査関係文書を用いた。なぜなら、統計調査の立案・決定・実施過程に関する文書の有無に注目した場合、昭和45年国勢調査が「最も新しい」国勢調査であったからである。しかし、第3章で提示した着眼点は、40年ほど前に実施された、一つの統計調査から導き出したものでしかないことは事実である。したがって、平成13年度から平成22年度までの間に移管された、別の年の国勢調査に関する文書について、同様の分析を行うことで、着眼点の妥当性を検証し、それをより説得的なものにすることが、今後の課題といえよう。

表 4 昭和 45 年国勢調査関係文書一覧

=+-17 [7]	At m. 1222
請求記号	簿冊標題
平 16 総務 00410100	昭和 45 年国勢調査広報関係書類新聞・雑誌記事等
平 16 総務 00415100	昭和 45 年国勢調査準備業務関係
平 16 総務 00416100	昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査
平 16 総務 00417100	昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査 2-1
平 16 総務 00418100	昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査 2-2
平 16 総務 00419100	昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査用品
平 16 総務 00420100	昭和 45 年国勢調査第 1 次試験調査調査関係書類
平 16 総務 00421100	昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査事務打合せ会調査関係書類
平 16 総務 00422100	昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査事務打合せ会調査関係書類
平 16 総務 00423100	昭和 45 年国勢調査第 2 次地方別指示説明会配布書類
平 16 総務 00424100	昭和 45 年国勢調査第 2 次地方別指示説明会配布書類
平 16 総務 00425100	昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査
平 16 総務 00426100	昭和 45 年国勢調査第 2 次試験調査関係 2-1
平 16 総務 00427100	昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査
平 16 総務 00428100	昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査関係
平 16 総務 00429100	昭和 45 年国勢調査第 3 次試験調査調査関係書類
平 16 総務 00430100	昭和 45 年国勢調査統計審議会における報告状況関係
平 16 総務 00431100	昭和 45 年国勢調査調査員部会関係
平 16 総務 00432100	昭和 45 年国勢調査法規関係
平 16 総務 00433100	昭和 45 年国勢調査計画委員会関係
平 16 総務 00434100	昭和 45 年国勢調査計画委員会
平 16 総務 00435100	昭和 45 年国勢調査予算関係
平 16 総務 00436100	昭和 45 年国勢調査実施本部関係
平 16 総務 00437100	昭和 45 年国勢調査企画分科会関係
平 16 総務 00438100	昭和 45 年国勢調査計画委員会関係
平 16 総務 00439100	昭和 45 年国勢調査調査実施関係
平 16 総務 00440100	昭和 45 年国勢調査懇談会関係
平 16 総務 00441100	昭和 45 年国勢調査各省庁の意見・要望関係
平 16 総務 00442100	昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会関係 2-1
平 16 総務 00443100	昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会関係各省庁意見・要望 2-2
平 16 総務 00444100	昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会第 2 回会議配布書類
平 16 総務 00445100	昭和 45 年国勢調査各省庁連絡会第 3 回会議配布書類
平 16 総務 00446100	昭和 45 年国勢調査特別調査区関係
平 16 総務 00447100	昭和 45 年国勢調査実査上の問題点等
平 16 総務 00448100	昭和 45 年国勢調査全国都道府県統計主管部課長会議調査関係書類
平 16 総務 00449100	昭和 45 年国勢調査課長会議関係
平 16 総務 00449100	昭和 45 年国勢調査全国都道府県課長会議調査書類
平 16 総務 00451100	昭和 45 年国勢調査各県実施本部設置について
平 16 総務 00452100	昭和 45 年国勢調査第1 次地方別指示説明会調査書類
平 16 総務 00453100	昭和 45 年国勢調査第 1 次、2 次地方別指示説明会関係
平 16 総務 00453100	昭和 45 年国勢調査調査員打合せ会視察状況報告その 1
平 16 総務 00455100	昭和 45 年国勢調査調査員打合せ会視察状況報告その 2
平 16 総務 00456100	昭和 45 年国勢調査広報関係書類広報関連資料
	昭和 45 年国勢調査広報関係書類公文書 2
平 16 総務 00457100平 16 総務 00458100	昭和 45 年国勢調査広報活動資料
平 16 総務 00458100	昭和 45 年国勢調査調査員増員申請
平 16 総務 00460100	昭和 45 年国勢調査名簿要図の副本作成及び指導員の増員申請
平 16 総務 00461100	昭和 45 年国勢調査関係機関協力依頼について
平 16 総務 00462100	四和 45 年国勢調査参考資料
平 16 総務 00463100	昭和 45 年国勢調査確定人口および統一地方選挙関係
平 16 総務 00464100	昭和 45 年国勢調査製表関係
平 16 総務 00465100	昭和 45 年国勢調査早期進達関係

平 16 総務 00466100	昭和 45 年国勢調査家族類型関係
平 16 総務 00467100	昭和 45 年国勢調査常住人口調査関係(2-1)
平 16 総務 00468100	昭和 45 年国勢調査常住人口統計調査関係(2-2)
平 16 総務 00469100	昭和 45 年国勢調査雑件
平 16 総務 00470100	昭和 45 年国勢調査新聞記事関係
平 16 総務 00471100	昭和 45 年国勢調査投書・照会
平 16 総務 00472100	昭和 45 年国勢調査学校関係資料
平 16 総務 00473100	昭和 45 年国勢調査表彰関係
平 16 総務 00474100	昭和 45 年国勢調査沖縄予算関係その 1
平 16 総務 00475100	昭和 45 年国勢調査沖縄予算関係その 2
平 16 総務 00476100	昭和 45 年国勢調査沖縄{公文書・打合せ会、勧告・実施計画、参考資料、調査区設定}
平 16 総務 00477100	昭和 45 年国勢調査沖縄における試験調査の結果(第 1 次試験調査)
平 16 総務 00478100	昭和 45 年国勢調査沖縄試験調査
平 16 総務 00479100	昭和 45 年国勢調査沖縄試験調査分析関係
平 16 総務 00480100	昭和 45 年国勢調査沖縄関係
平 16 総務 00481100	昭和 45 年国勢調査沖縄関係
平 16 総務 00483100	昭和 45 年国勢調査国外・琉球政府関係
平 16 総務 00484100	昭和 45 年国勢調査事後調査地方別指示説明会(復命書、報告書)
平 16 総務 00485100	昭和 45 年国勢調査事後調査

- 1 「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)、31頁;独立行政法人 国立公文書館『平成24年度独立行政法人国立公文書館業務実績報告書』(2013年)、3-4、36-38頁。
- 2 この間の移管制度については、例えば、大野冨仁夫「歴史公文書等の移管基準の改正について」『アーカイブズ』第21号 (2005年9月);小原由美子「国立公文書館の現状と課題―国の公文書等の移管制度を中心に」『情報管理』第48巻第12号 (2006年3月) が参考となる。
- 3 栃木智子「経済産業省(通商産業省)文書の構造と移管のあり方について」『北の丸』第43号(2011年1月);本村慈「文部省・文部科学省における文書管理と国立公文書館移管文書」『北の丸』第43号(2011年1月);小宮山敏和「農林水産省の文書管理と移管文書の特徴」『北の丸』第44号(2012年1月);水野京子「内閣法制局移管文書について」『北の丸』第45号(2013年1月)。また、太田由紀「意思決定過程を示す文書の作成と移管―国土交通省移管文書・水資源開発基本計画を中心として」『北の丸』第44号(2012年1月)は、水資源開発基本計画が策定される過程で作成される文書を、閣議に関する文書、担当原課作成の文書、関係機関の文書に分けて論じており、他の論稿よりも業務プロセスを意識している。
- 4 国勢調査の概要及び歴史等については、さしあたり、総務庁統計局『解説 2000 国勢調査―平成 12 年国 勢調査を中心に』(http://www.stat.go.jp/data/kokusei/kaisetu.htm; 2012 年 10 月 24 日アクセス); 廣松毅「国 勢調査―歴史的経緯と平成 22 (2010) 年国勢調査の準備状況」『計画行政』第 30 巻第 4 号 (2007 年 12 月)等に簡潔にまとめられている。国勢調査について、より体系的に論じたものとしては、光岡安芸『国勢調査論』隆文館 (1912 年); 岡崎文規『国勢調査論』第一出版 (1948 年); 川島博『国勢調査論講』日本統計協会 (1955 年); 藤田峯三『新国勢調査論―戦後の国勢調査』大蔵省印刷局 (1995 年)がある。また、大正9年の第1回国勢調査に焦点を当てた研究としては、鈴木武「日本の国勢調査形成過程について」『経営志林』第 23 巻第 4 号 (1987 年 1 月); 佐藤正広『国勢調査と日本近代』岩波書店 (2002 年)がある。なお、国勢調査に関する資料は、総理府統計局『総理府統計局百年史資料集成第二巻 人口 (上・中・下』) 総理府統計局 (1976 年、1983 年、1989 年)に収録されている。

昭和45年国勢調査を主管していた総理府統計局の文書管理規程について、簡単に整理しておく。総理府統計局文書管理規程は、総理府本府文書管理規則第9条により、総理府本府文書管理規則とは別に定められ、昭和39年1月1日から施行されている。その後、「総理府本府秘密文書取扱規程の施行に伴い、秘密文書の取扱い関係条文を削除する必要が生じた」ため、総理府統計局文書管理規程は昭和40年7月に改正された(平11総03719、平11総03721)。余談ではあるが、文書管理規程を別に定めるという点は、昭和59年7月以降の総務庁統計局においても、また平成13年1月以降の総務省統計局においても続

- き、平成 23 年 4 月 1 日施行の総務省行政文書管理規則の施行によってなくなった(ただし、平成 13 年 1 月から平成 23 年 3 月までは、別途制定の範囲は、それ以前と比べて、限られてはいた)。昭和 59 年 7 月 1 日に施行された総務庁文書管理規則については、行政管理研究センター編『総務庁関係基本法例集』行政管理研究センター(1984 年)、39-64 頁を、平成 13 年 1 月 6 日に施行された総務省文書管理規則については、http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/jyouhou_koukai/pdf/060419_1_04.pdf(2013 年 11 月 22 日アクセス)を、平成 23 年 4 月 1 日に施行された総務省行政文書管理規則については、http://www.soumu.go.jp/main_content/000130324.pdf(2013 年 11 月 22 日アクセス)を参照。
- 5 統計法第4条に規定され、その第1項で「政府が全国民について行う人口に関する調査で、統計委員会で指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。」と定義されている。同条同項は、平成11年に、「政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。」と改正された。なお、本稿で言う統計法は、いわゆる「旧統計法」のことであり、これを全部改正した現行の統計法(平成19年法律第53号)ではない。現行の統計法では、第5条第1項において、「総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計(以下この条において「国勢統計」という。)を作成しなければならない。」と規定され、この全数調査が国勢調査である(第5条第2項)。旧統計法と我が国の統計体系、また官庁統計や公的統計については、森博美『統計法規と統計体系』法政大学出版会(1991年);北田祐幸「わが国の官庁統計の現状」『オペレーションズ・リサーチ』第43巻第4号(1998年4月);松井博『公的統計の体系と見方』日本評論社(2008年)が参考となる。
- 6 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/ 及 び http://www.stat.go.jp/info/guide/kty2012/kokusei.htm(2013 年 11 月 10 日アクセス)。
- 7 白川昭信「昭和 45 年国勢調査の企画・実施業務記録 その 1 検討期における業務」『統計局研究彙報』第 22 号 (1971 年 6 月);「昭和 45 年国勢調査の企画・実施業務記録 その 2 準備期における業務」『統計局研究彙報』第 26 号 (1974 年 2 月);「昭和 45 年国勢調査の企画・実施業務記録 その 3 実施期における業務」『統計局研究彙報』第 27 号 (1974 年 3 月)。また、『統計学』第 23 号 (1971 年 3 月)、40-87 頁に、昭和 45 年 国勢調査の特集が組まれている。
- 8 総理府統計局から、昭和 54 年度に昭和 15 年国勢調査結果原表 818 件、昭和 55 年度に昭和 22 年臨時国 勢調査結果原表 219 件を受入れた。
- 9 藤田峯三『統計調査の実務―企画から実施まで』ぎょうせい(1986年)、9-10頁。
- 10 総理府統計局「昭和 45 年国勢調査の概要」(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001026674&cycleCode=0&requestSender=search; 2012 年 11 月 22 日アクセス)。
- 11 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/pdf/sy02.pdf (2013 年 10 月 5 日アクセス)。ただし、我が国の範囲や人口のとらえ方は、実施の年によって異なる。例えば、戦前の国勢調査の場合、その根拠法である国勢調査二関スル法律(明治 35 年法律第 49 号)第 1 条には、「国勢調査ハ各 10 箇年毎二 1 回帝国版図内二施行ス」とあり、朝鮮、台湾、樺太において調査が実施されたときもあった。また、人口の捉え方には、「人を調査時刻に現在した場所で捉え」る「現在地主義」と、「調査の時刻に調査の地域に常住している場所」で捉える「常住地主義」があり、昭和 22 年臨時国勢調査まで、「現在人口」を調査していた。藤田『新国勢調査論』、4-8 頁;松井『公的統計の体系と見方』、102-103 頁。
- 12 試験調査は、「調査実施計画立案に必要は諸事項を実地に検討する」ため、また「都道府県などの準備事務の参考にする」ために、昭和22年臨時国勢調査から開始された。白川「昭和45年国勢調査の企画・実施業務記録その2準備期における業務」、54頁。
- 13 国勢調査は、統計法第4条第2項において、「これを五年ごとに行わなければならない」とされていたが、 昭和29年に、同項は「国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った 年から五年目に当たる年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする」と改正され、10年周期の中 間年に簡易調査が実施されることになった。
- 14 総理府統計局「昭和45年国勢調査の概要」、6-7頁;藤田『新国勢調査論』、26-27頁。

- 15 総理府統計局「昭和 45 年国勢調査の概要」、8-9 頁;藤田『新国勢調査論』、17-18 頁。昭和 45 年国勢調査で用いられた調査書類には、次のものがある。①調査の際に世帯ごとに記入される「国勢調査調査票」、②集計に用いるための「調査個票」、③国勢調査員が国勢調査調査区ごとに作成する「世帯名簿」と④「調査区地図」、⑤世帯名簿の記入内容に基づいて、市区町村及び都道府県が作成する「要計表」などである。総理府統計局「昭和 45 年国勢調査の概要」、8-9 頁;藤田『統計調査の実務』、92-101 頁。
- 16 藤田『新国勢調査論』、27頁。
- 17 白川「昭和45年国勢調査の企画・実施業務記録 その1検討期における業務」、155-156頁。
- 18 国勢調査は、昭和22年5月2日に指定された指定統計第1号である。 調査の実施に関する政令、訓令、告示の他に、昭和45年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和44 年政令第155号)及び昭和45年国勢調査調査区設定心得(昭和44年総理府訓令第4号)が制定された。
- 19 国勢調査令は、昭和 50 年国勢調査まで、国勢調査が実施される年ごとに制定されていたが、昭和 55 年 国勢調査から、国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)として恒久的化された。
- 20 国勢調査指導員は、「国勢調査員の指導、調査関係書類の審査・整理および調査員事務の代行」等を、国 勢調査員は、「担当調査区内の調査票およびその他の調査関係書類を作成」することを担当する。藤田『新 国勢調査論』、14-15 頁。
- 21 総理府統計局「昭和45年国勢調査の概要」、7頁。
- 22 白川「昭和45年国勢調査の企画・実施業務記録その3実施期における業務」、48-51頁。
- 23 総理府統計局「昭和 45 年国勢調査の概要」、14 頁; 白川「昭和 45 年国勢調査の企画・実施業務記録 その3 実施期における業務」、63-64 頁。なお、事後調査は、統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)により承認された統計(承認統計)である。
- 24 総理府統計局「昭和 45 年国勢調査の概要」、9-11 頁。
- 25 白川「昭和45年国勢調査の企画・実施業務記録その1検討期における業務」、157-163頁。
- 26 平16総務00415。
- 27 白川「昭和45年国勢調査の企画・実施業務記録 その1検討期における業務」、165-197頁。
- 28 白川「昭和45年国勢調査の企画・実施業務記録 その1検討期における業務」、164頁。
- 29 平 1 6 総務 00440。
- 30 昭和45年国勢調査要綱は、総理府統計局『総理府統計局百年史資料集成』第二巻人口(下)、187-189 頁に収録されている。同要綱に掲載されている調査事項は、以下の通りである。「氏名」「世帯主との続き柄」 「男女の別」「出生の年月」「国籍」「配偶の関係」「結婚年数」「出生児数」「現住居への入居時期」「従前の 常住地」「教育」「就業状態」「従業上の地位」「所属の事業所の名称および事業の種類」「仕事の種類」「従 業地または通学地」「従業地・通学地までの利用交通手段」「世帯の種類」「住居の種類」「世帯が使用する 居住室数」「世帯が使用する居住室の畳数」「家計の収入の種類」。
- 31 平16総務00433。
- 32 25 の調査事項は以下の通りである。「氏名」「世帯主との続き柄」「男女の別」「出生の年月」「配偶の関係」「国籍」「就業状態」「従業上の地位」「所属の事業所の名称」「所属の事業所の属する企業の経営組織および従業員規模」「所属の事業所の事業の種類(産業)」「仕事の種類(職業)」「従業地または通学地」「通勤または通学の手段」「世帯の種別および準世帯の種類」「住居の種類および住宅の所有の関係」「居住室数」「居住室の畳数」(以上、全数調査事項)「現在の常住地にはじめて居住した時期および従前の常住地」「在学か否かの別および教育程度」「結婚年数および出生児数」「就業時間」「副業の有無および種類」「家計の収入の種類」「住宅の設備の状況」(以上、抽出調査事項)。
- 33 平16総務00433。
- 34 平16総務00437。
- 35 平16総務00433。23の調査事項は以下の通りである。「氏名」「世帯主との続き柄」「男女の別」「出生の年月」「配偶の関係」「国籍」「就業状態」「従業上の地位(業種、雇用者等の別)」「所属の事業所の名称」「所属の事業所の事業の種類(産業)」「仕事の種類(職業)」「従業地または通学地」「1年前の常住地」「在学か否かの別」「教育程度」「結婚年数」「出生児数」「世帯の種別(普通世帯、準世帯の種別)」「準世帯の種

四

[15]

類(単身の間借り人、住込みや営業使用人の世帯、寄宿人・寮生の世帯等の別」「住居の種類(住宅、寄宿舎・下宿屋等の別)」「住宅の所有の関係(持家、借家、間借り等の別)「世帯が使用する居住室数」「世帯が使用する居住室数」。なお、これらの調査項目には、全数調査事項が抽出調査事項の区別はなされていない。

- 36 平16総務00432。
- 37 総理府統計局文書管理規程は、昭和 40 年の改正後、何度か改正がなされたようだが、「文書保存期間基準表」に大きな変更はなされていない(国立公文書館業務参考資料)。

業務課受入管理係長